

ヒトサラ AD マガジンサービス契約条項

株式会社 USEN Media（以下「当社」といいます。）は、この契約条項（以下「本契約条項」といいます。）に基づき、ヒトサラ AD マガジンサービスを「ヒトサラ」の加盟者に提供します。

第1条（契約関係）

本契約条項は、ヒトサラ加盟店規約（以下「加盟店規約」といいます。）とあわせて適用されるものとします。

2. 本契約条項と加盟店規約が矛盾又は抵触する場合は、本契約条項が優先して適用されるものとします。
3. 本契約条項に定めがない事項については、加盟店規約を準用します。この場合、加盟店規約の「本サービス」を「ヒトサラ AD マガジンサービス」と読み替え、加盟店規約の「本コンテンツ」を本契約条項の「本件広告」と読み替えるものとします。

第2条（定義）

本契約条項における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「ヒトサラ AD マガジンサービス」とは、「広告制作業務」、「本件広告」、「広告運用サービス」を包括して提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）をいいます。
- (2) 「本件広告」とは、本サービスの成果物として、当社が運営するインターネット上のウェブサイトやアプリ、動画の媒体の一部に埋め込む画像やテキスト等の広告をいい、アドネットワーク、DSP、SNS広告、動画広告、メール広告などを含みます。
- (3) 「広告制作業務」とは、本件広告に必要な画像、テキスト等を作成する業務をいいます。
- (4) 「広告運用サービス」とは、当社が行う本件広告の運用サービスをいいます。
- (5) 「本件素材」とは、加盟者が提供した又は広告制作業務により制作された画像、テキスト等の本件広告に必要な素材をいいます。

第3条（契約の成立）

加盟者は、当社所定の WEB フォームにより、本契約条項に同意のうえで、本サービスを申し込むものとします。

2. 加盟者の申込みに対して、当社が承諾の意思表示をしたとき、又は当社が本サービスの提供に着手したときに、加盟者の申込日に遡って本サービスの契約が成立するものとします。

3. 加盟者は、本サービスの契約成立以前になされる、当社からの連絡、電子メール、案内等は、いずれも申込内容の確認等の主旨で当社が実施するものであり、それらは当社の承諾の意思表示ではないことを確認するものとします。ただし、当社が明示的に承諾の意思表示であることを表示している場合は、この限りではありません。
4. 当社は、当社所定の信用調査、広告審査、その他当社独自の判断により、加盟者の本サービスの申込みを承諾しないことがあります。この場合、当社は、不承諾の理由を説明する義務を負わず、加盟者に対して何らの責任も負わないものとします。

第4条（広告制作業務の内容）

広告制作業務の内容は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 本件広告に関する提案
- (2) 本件素材の制作、管理
- (3) 本件素材を使用した本件広告の制作

第5条（広告運用サービスの内容）

広告運用サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 本件広告の掲載日調整
- (2) 本件広告の入稿対応
- (3) 本件広告の掲出終了時の対応
- (4) 本件広告の掲載後、結果に関するレポートの提出

第6条（サービス内容等の変更）

当社は、必要に応じて、いつでも、本サービスの内容を変更できるものとします。

2. 当社は、本契約条項の変更を行う場合は、変更の効力発生日の1か月以上前までに、当社所定のウェブサイトに掲載又は電子メール等により配信することにより、変更後の本契約条項の内容を加盟者に通知するものとします。ただし、本サービスの料金の減額、機能の拡充、その他加盟者に不利にならないと当社が判断する場合は、事前に通知することなく本契約条項を変更することができるものとします。

第7条（加盟者の義務等）

加盟者は、当社が指定する本件素材を、自己の責任において、当社と協議の上で別途定める期日までに、当社に対し入稿するものとします。

2. 理由の如何を問わず、加盟者が本件素材を期日までに入稿しなかった場合は、当社は本サービスの提供を終了します。この場合、加盟者は、本サービスの料金の支払義務を免れないものとします。
3. 加盟者は、本件素材が著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害することがないように、

権利者から事前に本件素材にかかる必要な権利の譲渡又は使用許諾を得るものとし、当社が要求する場合は、当該権利譲渡があること、又は使用許諾を正当に得ていることを証するに足りる資料を、すみやかに当社に提示するものとし、

4. 加盟者は、当社に対し、本サービスの提供に必要な範囲で、本件素材にかかる著作権の使用を許諾するものとし、
5. 当社は、本件広告について当社所定の審査をした後、又は本件広告の配信が開始された後であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社の裁量において、加盟者に対する債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく、本サービスの一部又は全部の提供を、中止又は終了することができるものとし、
 - (1) 加盟者が本契約条項および加盟店規約に違反した場合、又は違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 加盟者が加盟店規約第 16 条第 1 項に該当した場合
 - (3) 本件広告を配信することが不適切と当社が判断する事情が発生した場合、又は発生するおそれがあると当社が判断した場合
6. 前項の定めに基づき、当社が本サービスの提供を中止又は終了した場合であっても、加盟者は、本サービスの料金の支払義務を免れないものとし、

第 8 条（本サービスの料金）

加盟者は、本サービスの料金（消費税および地方消費税の税率を乗じた金額の合計額とします。以下同じ。）を、当社からの請求に基づき支払うものとし、なお、支払いにかかる振り込み手数料等の費用は、加盟者の負担とします。

第 9 条（再委託）

当社は、本サービスにかかる業務の全部又は一部を、第三者に対して再委託することができるものとし、

以上

付則

2022 年 6 月 17 日施行